

○ 稲川土地改良区役員退任慰労金支給規程

〔昭和 51 年 3 月 25 日〕
制 定

改正 昭和 62 年 2 月 23 日 平成 18 年 2 月 17 日
平成 27 年 2 月 13 日

（趣旨）

第1条 この規程は、役員退任慰労金の支給に関する事項を定める。

（退任慰労金の支給）

第2条 この規程による退任慰労金は、役員が退任した場合にその者（死亡による場合はその遺族）に支給する。

2 役員が死亡した場合の弔慰金（香典等）は、この退任慰労金に含まないものとする。

（支給時期）

第3条 退任慰労金は、その役員が現実に退任したのち速やかに支給する。

（退任慰労金の積立）

第4条 この土地改良区は、毎事業年度役員報酬年額の10分の2に相当する額（以下「基準額」という。）を下らない額を積み立てるものとする。ただし、積立金が要支給額を超過するときは、要支給額を限度とする。

（退任慰労金の計算）

第5条 退任慰労金の額は、退任した時点のその役員の基準額にその役員の就任期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

（1）11年未満の期間については、100分の100

（2）11年以上21年未満の期間については、100分の110

（3）21年以上25年未満の期間については、100分の120

（4）25年以上31年未満の期間については、100分の127.5

（5）31年以上期間については、100分の137.5

2 この役員の就任期間を第7条第3項により分かち計算したときは就任期間を通算して、前項の割合により計算するが、それぞれの就任期間に対応する倍率の増加数に退任時におけるそれぞれの基準額を乗じて得た額の合計額とする。

（退任慰労金の最高限度）

第6条 前条の規定により計算した退任慰労金の額が、退任の日における基準額に60を乗じて得た額を超えるときは、前条の規定にかかわらずその乗じて得た額をその者の退任慰労金とする。

（就任期間の計算）

第7条 退任慰労金の算定基礎となる就任期間の計算は、役員として引き続いた在任期間とする。

2 前項の規定による就任期間の計算は、役員に就任した日の属する月から退任した日の属する月までの月数による。

3 就任期間中に常勤、半常勤又は非常勤の別あるときは、それぞれの在任期間を前項によってわかち計算するものとする。

（刑事事件により退任した場合の退任慰労金の取扱い）

第8条 役員が刑事事件に関し起訴された場合で、その判決の確定前に退任したとき、又は禁固以上の刑に処せられたときは退任慰労金は支給しない。ただし、総代会において承認したときはこの限りでない。

附 則

この規程は、昭和51年3月25日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年2月23日）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月17日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月13日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別 表

退任慰労金支給倍率表

就任期間	第5条による 支給倍率	就任期間	第5条による 支給倍率
2年未満	1	23年以上24年未満	24.6
2以上～3未満	2	24～25	25.8
3～4	3	25～26	28.375
4～5	4	26～27	30.95
5～6	5	27～28	33.525
6～7	6	28～29	36.1
7～8	7	29～30	38.675
8～9	8	30～31	41.25
9～10	9	31～32	42.625
10～11	10	32～33	44.0
11～12	11.1	33～34	45.375
12～13	12.2	34～35	46.750
13～14	13.3	35～36	48.125
14～15	14.4	36～37	49.5
15～16	15.5	37～38	50.875
16～17	16.6	38～39	52.250
17～18	17.7	39～40	53.625
18～19	18.8	40～41	55.00
19～20	19.9	41～42	56.375
20～21	21.0	42～43	57.750
21～22	22.2	43～44	59.125
22～23	23.4	44～45	60.0
		45～46	60.0

